

法人が抱える課題等の確認について（案）

【資料3】

【前回、人的関与の必要性が認められたポスト】

| 番号 | 法人名 | 役職名 (勤務形態) | 人的関与の必要性が認められた理由 (前回審議会意見要点) | 課題の大きな変化 | | | 新たな課題の顕在化 | | | その他の 変化 | 今後の人的関与の必要性、状況の変化 | 仕分け (案) |
|----|---------------------|----------------|---|-------------------|--------------------|------------------|-------------------|------------------|------------------|------------|--|------------|
| | | | | 借入金 の大幅な 解消 | 保有資産 の大幅な 縮減 | 法人の 統合 ・存廃 | 借入金 の大幅な 増加 | 収益の 大幅な 減少 | 新たな 事業の 実施 | | | |
| 1 | (公財) 大阪国際平和センター | 業務執行理事 (常勤) | 当該法人は、府市の共同事業として「ピースおおさか」を運営し、常設展示や特別展などを通じ戦争の悲惨さを次代に伝え、平和の尊さを発信していく役割が求められている。府・市の平和施策に関する方針を把握し、関係機関・団体等の様々な意見を受け止め、バランス感覚をもって法人経営にあたりうる府関係者が継続的に就任することには、一定の妥当性が認められる。 | | | | | | | | 府市の平和施策に関する認識を併せ持ち、財団運営における政治的中立性・公平性を確保するため、府の人的関与の必要性は継続している。 | 一括 |
| 2 | (公財) 大阪府国際交流財団 | 常務理事 (常勤) | 当該法人は、外国人労働者の増加など府の国際化施策を取り巻く環境が大きく変化する中、平成33年度末までとしていた存続期間について、今後も存続させ、理事長を非常勤とし、新たに常勤の役員を配置することとされた。このような状況の中、府施策に沿った外国人住民の安心・安全に向けた環境整備、多文化共生機能の強化、府が出損している基本財産の保持などの課題に対応するためには、府と法人との密接な連携が必要であり、対象役員に府関係者を就任させる必要が認められる。 | | | | | | ○ | | 府の国際化施策を取り巻く環境の変化を受け、財団存続の在り方を検討するにあたり、平成29年10月に個別審議を実施したが、その後策定された中期経営計画において新たな重要課題が挙げられており、法人において新たな事業を実施している。 | 個別 |
| 3 | (株) 大阪国際会議場 | 専務取締役 (常勤) | 当該法人は、平成26年度から平成30年度まで指定管理者として、府立国際会議場（グランキューブ大阪）の管理運営を行っており、指定管理応募時の提案内容の確実な履行が求められている。今後、厳しい経営が見込まれることなども踏まえ、最大株主として、引き続き、財務の健全性を維持した法人経営を行うため、府関係者を役員に就任させ、法人経営に関与させていくことが必要。 | | | | | | | ○ | 当該法人は、引き続き、令和元年度から10年度までの10年間、府立国際会議場の指定管理者として管理運営を行うこととなり、法人の状況に変化が生じている。 | 個別 |
| 4 | (公財) 大阪産業局 | 理事 (常勤) | 府市が連携し大阪の産業振興を推進させるため、平成31年4月より大阪市都市型産業振興センターと統合し、大阪産業局として業務を開始する予定であり、統合後も旧法人事業を円滑に引継ぎ、業務遂行することが求められる。また、府市との政策協調を図りながら、更なる府内中小企業等への支援強化の検討も要することから、引き続き、府の関与の必要性は認められる。 | | | | | | | | 今年度4月より、統合法人である大阪産業局として業務が開始されるにあたり、平成31年3月に個別審議実施済。（統合済であることを意見内容に反映させるため、意見書成案時に文言の時点修正のみ行う予定。） | 一括 |
| 5 | (公財) 千里ライフサイエンス振興財団 | 専務理事 (常勤) | 府と連携して、府のバイオ戦略を推進する中で、若手研究者の育成など法人が果たすべき役割を担うため、「産・学・官」の連携スキームとして、理事長（非常勤）は研究者、実務を担う専務理事兼事務局長は府関係者、それ以外の役員（非常勤）は産業界等から構成する法人経営体制を講じていることの妥当性が一定認められる。 | | | | | | | ○ | 前回の一斉点検の際には、専務理事兼事務局長として人的関与が認められていたが、法人内での業務分担の変更により、兼務が解消されており、役員業務内容に変化が生じている。 | 個別 |
| 6 | 大阪信用保証協会 | 常勤役員 (常勤) | 当該法人は、中小企業施策の根幹をなす制度融資等による適正な信用保証業務を行うため、信用保証制度をベースとした金融セーフティネットの維持・向上など地域金融政策を府と協調して推進することが求められる。また、制度融資等に対する損失補償（H27年度・約37億円）など、府財政に多大な影響を与えるリスクを踏まえた求償権の適正管理を行う必要があり、引き続き府の関係者が就任する必要があると認める。 | | | | | | | | 制度融資に対する損失補償など、府財政に多大な影響を与えるリスクを踏まえた求償権の適正管理を引き続き行う必要があり、府の人的関与の必要性は継続している。 | 一括 |
| 7 | (公財) 西成労働福祉センター | 業務執行理事 (常勤) | 当該法人は、あいりん地域の日雇労働者対策を実施する行政機関としての役割を代行し、国・大阪府・大阪市・警察などの関係機関とも緊密な連携を図り、あいりん地域における各種施策を円滑に実施していく必要があることから、引き続き、府関係者が役員に就任する必要性が認められる。また、現在、大阪市内で推進している西成特区構想が具体化されるまでの間は、現行どおり府関係者2名を配置し、その後、改めて代表理事の配置形態、業務執行理事との役割分担等について検討が必要。 | | | | | | | ○ | 西成特区構想に基づく取組みのひとつである「西成労働福祉センター（あいりん総合センター）」が、耐震性に問題があり、現地建替を前提に平成31年4月に仮移転が完了したことから、法人の状況に変化が生じている。 | 個別 |
| 8 | (一財) 大阪府みどり公社 | 理事長 (常勤) | 当該法人は、「農地中間管理事業の推進に関する法律」に基づき、農地中間管理機構として知事から指定を受けるなど、準公的機関としての位置づけが強く、府と密接な連携のもとに事業を推進できる府関係者の継続的配置は必要と考える。 | | | | | | | | 農地中間管理機構として知事からの指定を受けた準公的機関であり、国・府・市町村及び農業関連団体等多方面にわたる関係機関との連携・協力が求められ、府の人的関与の必要性は継続している。 | 一括 |

法人が抱える課題等の確認について（案）

【資料3】

【前回、人的関与の必要性が認められたポスト】

| 番号 | 法人名 | 役職名 (勤務形態) | 人的関与の必要性が認められた理由 (前回審議会意見要点) | 課題の大きな変化 | | | 新たな課題の顕在化 | | | その他 の変化 | 今後の人的関与の必要性、状況の変化 | 仕分け (案) |
|----|--------------------|-----------------|---|-------------------|--------------------|------------------|-------------------|------------------|------------------|---|-------------------|------------|
| | | | | 借入金 の大幅な 解消 | 保有資産 の大幅な 縮減 | 法人の 統合・ 存廃 | 借入金 の大幅な 増加 | 収益の 大幅な 減少 | 新たな 事業の 実施 | | | |
| 9 | (公財) 大阪府都市整備推進センター | 理事長 (常勤) | 大阪府タウン管理財団との統合を控えており、統合後の法人のあり方等について、府及び関係団体と円滑な調整を行う観点からまちづくり行政に精通した府関係者の配置が必要と考える。また、密集市街地対策などのまちづくり支援事業については、府との役割分担のもと、府のまちづくり施策と整合を図り、市町村・関係住民等と取組を進めていく必要があり、施策上の要請に応える者が役員に就任する必要があると認められる。さらに、公益目的事業の柱の一つである阪南2区事業においても、公的団体の公共事業の状況を把握し、適切な調整を行うことのできる府関係者を配置することが適当である。 | | | △ | | | | タウン管理財団との統合に向けて、令和元年9月までに「統合計画案」を策定し、同年中を目途に合併契約締結、及び公益法人認定法に基づく変更認定の申請手続きを行うよう調整が進んでいるところであり、法人合併前には新法人の人的関与ポストの審議を要することから、必要な時期に改めて調整を行う。 | 保留 | |
| 10 | | 常務理事 (常勤) | | △ | | | | | | | 保留 | |
| 11 | 大阪府道路公社 | 理事長 (常勤) | 当該法人は、平成29年度当初を目途に道路公社路線も含めた料金体系の一元化を目指すなど、ハイウェイオーソリティー構想（都市圏高速道路等の一体的運営主体）の推進に取り組んでいる。公社が道路事業者として府と一体的立場に立って協議に参画し、同構想を実現するためには、府関係者が理事長に就任する必要性が認められる。 | | ○ | | | | | ハイウェイオーソリティー構想の実現のために、3道路のNEXCO西日本への移管が完了しており、法人の状況に変化が生じている。 | 個別 | |
| 12 | 大阪高速鉄道（株） | 代表取締役社長 (常勤) | 当該法人は、モノレールを整備するため、府・民間企業が共同で出資して設立した法人であり、インフラ部は府が管理、インフラ外部は当該法人が管理するというスキームとなっている。事業の状況として、門真以南への延伸計画の決定による資金調達必要性などの新たな課題が生じており、府と密接な連携のもとに対応していくことが求められることから、最大出資者でもある府が主体的に経営に関与していくべきであり、常勤役員に府関係者を配置する必要性は認められる。 | | | | | | | 引き続き門真市以南延伸にかかる資金調達等への対応が必要であり、最大出資者である府が主体的に経営に関与していくべき状況に大きな変化はなく、人的関与の必要性は継続している。 | 一括 | |
| 13 | | 代表取締役専務 (常勤) | | 一括 | | | | | | | | |
| 14 | 大阪府土地開発公社 | 理事長 (常勤) | 府の公共事業用地の先行取得が法人の事業であり、法人と府の関係では、実質的に法人は府のガバナンス下にあると言える。一方で、公共事業用地の先行取得は、場合によっては、府において収用案件となる可能性もあるなど、行政に特有の業務であることから、公共事業用地の買収等に精通した者を役員に配置することには、一定の合理性が認められる。 | | | | | | | 行政特有の業務である公共事業用地の買収等に精通した役員が引き続き求められており、状況に大きな変化はなく、府の人的関与の必要性は継続している。 | 一括 | |
| 15 | | 常務理事 (常勤) | | 一括 | | | | | | | | |
| 16 | 大阪府住宅供給公社 | 理事長 (常勤) | 当該法人は、公社賃貸住宅・民間借上型特定優良賃貸住宅の管理・運営、府営住宅の計画修繕・管理・運営等を行っており、約1,600億円の借入金の削減が最大の課題であるが、公社借入金に対する府の損失補償も約548億円と膨大であるため、府財政にも甚大な影響がある。また、当該法人は、府の住宅まちづくり施策と密接な関係を有しているため、府が主体的に関与していくべきであり、常勤役員に府関係者を排他的に配置する必要性は一定認められる。 | | | | | | | 借入金の削減が最大の課題であり、また、公社借入金に対する府の損失補償も膨大であるため、公社債権の格付けの維持及び計画的な発行、特定優良賃貸住宅の収支改善などに引き続き取り組む必要がある等、府の人的関与の必要性は継続している。 (借入金残高は、計画的に縮減されているため、意見書成案時に残高等の時点修正のみ行う予定。) | 一括 | |
| 17 | | 常務理事 (常勤) | | 一括 | | | | | | | | |